



2012年(平成24年)
4月号(No. 803)

公益社団法人
日本山岳会
The Japanese Alpine Club

定価1部 150円

会員の会報購読料は年会費に含まれています

URL ● <http://www.jac.or.jp>
e-mail ● jac-room@jac.or.jp

公益社団法人と日本山岳会 若返りと財政基盤強化への起爆剤として

会長 尾上昇

このたびの公益法人改革にともない、4月1日に、かつての社団法人日本山岳会は、公益社団法人日本山岳会となった。これにより評議員会がなくなり、意思決定機関は総会と理事会となるなどの変更があった。

平成24年4月1日より、これまでの社団法人日本山岳会は、公益社団法人日本山岳会と名称を改め再出発することになりました。日本山岳会が社団法人格を取得したのは、昭和16(1941)年の2月でしたから、今年3月末をもって71年間の社団法人日本山岳会の幕は、降ろされました。

登記上では、これまでの社団法人

人日本山岳会は、いったん解散、そして新しく公益社団法人日本山岳会が誕生したことになります。しかしこのことは、登記上のことでありまして、あくまでも日本山岳会は、本来の目的や事業内容が変わるものではなく、今まで通り継続されます。

このたびの公益法人改革の発想の原点は、「官から民へ」「小さ

目次

公益社団法人と日本山岳会	
若返りと財政基盤強化への起爆剤として	1
平成23年度第2回通常総会開催	
「公益社団法人」スタートへ準備整う	3
平成24年度事業計画書	6
平成24年度収支予算書	7
本部・支部分別表	8
海外登山基金の一部取り崩しについて	8
定款施行細則改定案新旧比較	9
支部に関する規程	11
日本山岳博物館構想について	12
活動報告	13
科学委員会／資料映像委員会	
会務報告	15
ルーム日誌	16
会員異動	17
INFORMATION	18

▶日本山岳会事務(含図書室)取扱時間
月・火・木……………10～20時
水・金……………13～20時
第2、第4土曜日……………閉室
第1、第3、第5土曜日……………10～18時

な政府」という行政改革の一環として推し進められたものです。従来の公益法人には、社団法人と財団法人があり、公益に関する事業を行なうこと、営利を目的としなことが義務づけられていました。ところが、行政との結びつきが強いところから公務員の天下りの温床になったり、多大な補助金を取得したり、民業を圧迫したりといういろいろな問題がクローズアップされてきました。また優遇税制を悪用して過大な蓄財をはかる団体も見受けられました。こうした公益法人への批判の是正が、公益法人制度改革の柱です。

このような点に照らし合わせてみますと、私たち日本山岳会にとりましては、今回の公益法人制度改革は無縁の存在であるとしか

言いようがありません。いわば一罰百戒の浪に翻弄されたのだと申せましょう。法制度上、これまでの社団法人は、公益社団法人か一般社団法人かの二者択一を迫られたのです。それ以外の選択肢は、解散、もしくはNPOなどの特定非営利法人しかありません。

その選択にあたって、日本山岳会では、まず検討プロジェクトチームを立ち上げさまざまな場で検証を加えました。その上で一昨年の総会で、会の存続と維持をはかるのには、公益社団法人への移行が妥当であるとの結論に達しました。私がその論拠としたのは、明治39年の設立趣意書に記載されているように、日本山岳会の目指す事業は、「国民的事業」であることです。さらには、昭和16年に取



総会であいさつする尾上会長(写真・廣田 博)

得した法人格（社団法人）自体が、公益事業活動を母体とする団体として認定されていること、そして今度の公益法人制度改革で公益社団法人として示されている活動の内容が、日本山岳会が従来から実施してきた諸事業のほとんどに当てはまるということです。

一方で今度の制度改革のもうひとつのねらいは、組織自体に高いコンプライアンス（自身の法令など決まり事を遵守する）意識を持たせることと、より強いガバナンス（一団体として、自らが自らを健全に統治すること）を求めている点です。

具体的には、理事会の権限と責

任が一層強くなりました。これまでも、日本山岳会の意思決定機関は、総会を除いて理事会と評議員会でした。なかでも日本山岳会での評議員会の存在は、意思決定をはかるうえでの大変重要な地位を占めていました。この評議員会が、新しい制度では、その存在が認められなくなりました。つまり意思決定機関の二重構造を禁止したので、このことによりまして、理事会の権限と責任が重くなり、理事の代理出席や委任が認められなくなりました。

また、すべての社団法人の所轄官庁を内閣府に一本化されたのも大きな特徴のひとつです。これは、各組織団体の統一性を希求するための措置であると考えられます。

公益社団法人の最大の利点は、なんといつでも寄付金の免税でしょう。提供する側にも受ける側にも大きなメリットがあつて、すでに複数の支部から、この制度を生かした資産取得の申し出があります。そしてもうひとつのメリットとして挙げたいのが、各支部の名称のあたまたに公益社団法人を名乗ってもよいことです。これは、本部より各支部へ交付している助成

金の本部会計との会計処理の一体化を条件に認められました。このことは、支部自体に法人格が与えられた訳ではありませんが、冠に公益社団法人を付すことによって、各種事業が有利に展開できるのは申すまでもないことと思います。

このたびの公益社団法人移行につきましては、先述のプロジェクトチームをはじめとした、多くの会員の皆様の献身的なご努力をいただいたことを特筆しなければなりません。改めて関係者の皆様に衷心より感謝の意を捧げます。

この日本山岳会の公益社団法人化には、多大な精力を注ぎ込みました。また多くの会員の皆様にも随分ご心配をおかけいたしました。しかしいま、日本山岳会がどうしても取り組まなければならない課題とこの公益社団法人化とは、正直、趣を異にします。いま、早急に取り組まなくてはならない課題、それは言うまでもなく会員の若返りと財務基盤の強化です。この日本山岳会の公益社団法人化をひとつのよき契機としてとらえ、若者であふれる日本山岳会に生まれ変わる、再興のための起爆剤にしたいと願っています。



ふつるん山にて

平成23年度第2回通常総会開催

「公益社団法人」スタートへ準備整う
ユースクラブ立ち上げ

平成23年度第2回通常総会は3月17日午後2時から東京・六番町の主婦会館ブラザエフで開かれた。会員127人が出席し、平成23年度補正予算案のほか、平成24年度事業計画・予算案、海外登山基金一部取り崩し案、定款施行細則変更案などについて審議、いずれも原案どおり拍手多数でもって承認された。公益社団法人日本山岳会は4月1日登記し発足する。会の再生をかけてYOUTH CLUBを立ち上げる。(事業計画等の詳細内容は別掲)

■会長あいさつ

社団法人71年の最後の総会

総会は高原三平総務担当常務理事の司会で進められた。開会に先立ち、尾上昇会長は次のようにあいさつした。

今回は、社団法人としての最後のメモリアルな総会となる。昨年10月、公益社団法人に移行すべく内閣府に書類申請し、3月7日には公益認定等委員会から野田総理

に対し「認定してよい」という答申があった。3月31日をもって社団法人日本山岳会は解散し、4月1日から新しい公益社団法人としてスタートする。社団法人としての日本山岳会は昭和16年に発足。当時の会長は木暮理太郎氏だった。以来71年続いたことになる。

また、会の劣勢を食い止めた。とくに若い会員を呼び戻したい、と努力してきた。その結果、JAC-YOUTHに若い人が入ってきた。反転・攻勢へのチャンス、橋頭堡が築けたと認識し、これを機にここ数年間で1000万円ほどの資金を投資することにした。具体的にはJAC-YOUTHに学生部、青年部、指導委員会を統合し、YOUTH CLUBを立ち上げる。会は積立金などを含め、およそ1億円の資産を持っている。資産は死蔵するのではなく、有効に活用していきたい。

■23年度補正予算案

公益会計基準に従った補正な

どこの日の総会には2655通の委任状が提出された。2月末会員数は5118人。出席者・委任状提出者を合わせると、会員の3分の1を上回っており、総会が有効に成立したことを確認し、議案審議を開始した。

1号議案は23年度補正予算案。年度末まで、わずかな期間しか残っていないが、公益認定を申請するに際し公益会計基準にしたがつて予算書を作成しなければならなかったための措置で、現金主義を発生主義に改めた。現金流出を伴わない減価償却費などを組み入れた。加えて東日本大震災に伴う募金収入・寄付支出(474万円)、高尾の森事業の組み入れによる寄付金収入・事業支出(476万円)などを計上した。

■事業計画案

収益事業・会員サービス事業検討プロジェクト発足

2号・3号議案は24年度の事業計画・予算案。関連して4号議案(海外登山基金一部取り崩し)も一括して審議した。事業計画案は高原常務理事、予算案は小林義亮財務担当常務理事がそれぞれ説明。

公益目的事業

支部で活発に実施しているのは児童・青少年の育成事業。とくに登山を通じての障害者支援活動だ。茨城支部が自閉症協会の登山支援、宮崎支部が家裁少年委託登山、東海支部が視覚障害者支援登山などを実施する。また山岳環境保全事業のウェットが高くなっている。とくに森づくり事業は高尾の森(東京・多摩)、猿投の森(東海)、県民の森(岐阜)、藤尾の森(京都)、水源の森(宮崎)、白神山地(青森)などと活発だ。

共益事業(会員のための事業)

会を再生するため5つのプロジェクトを立ち上げる。新法人移行プロジェクトは法人運営適正化プロジェクトと名称を変更し、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの確立などについて検討・提言、また支部に対し支部会計の適正化を検討・指導していく。このほか従来の支部活性化プロジェクト、「山の日」制定プロジェクト、ルーム検討プロジェクトに加えて、収益事業・会員サービス事業検討プロジェクトを立ち上げる。魅力ある会員サービスの構築、また収益を考慮した事業展開をはかる。

これらの活動を通じて会が直面している高齢化、会員減少に立ち向かう。

■予算案

今年度現金収支は黒字転換

〈会費収入は減少続く〉前年度は1480万円の赤字、減価償却費などを除いた現金収支でも800万円の赤字だった。今年度については、現時点では確定できないけれども、収支は好転しており、現金ベースで黒字に転換するのではないかとと思われる。減価償却費を控除すると赤字になるが、それでも赤字幅は300〜400万円にとどまるのではないかと。

入会金収入が順調だ。2月までで332万円となった。172人の入会者があり、前年度の156人をすでに上回っている。会費収入は現在のところ5424万円で前年度の実績5561万円を136万円下回っている。未納者に会費納入を再請求したが、会費納入率は例年97〜98割にとどまる。最終的にも前年割れとなる見込み。昨年は、現金収入が赤字となり、年度末に近づくことと次年度の会費収入をあてにして預金を取り崩した

が、ことしはそのような事態はなくなった。財政の厳しい環境にあることが会員のなかに浸透し、支出減に極力務めていたにている。

〈大きく変わった予算形式〉公益社団法人への移行で予算の形式が大きく変わった。23年度補正予算を組む要因ともなったが、大きな変化は①減価償却費、退職給与引当金など、現金支出を伴わない勘定を組み入れた②支部会計との一体化を図るため、支部が外部から受け入れた助成金・寄付金などを本部会計に組み入れたことなどだ。管理費は、「事業管理費」と「管理費」に分けて計上した。公益会計基準に従い事業ごとの収支を明らかにするため事業管理費を細かく区分する必要があるが、区分し切れないものを一般の「管理費」とした。「事業管理費」と「管理費」は94対6の比率で計上した。

〈海外登山基金の取り崩し〉海外登山基金5880万円を別段預金としてあるが、公益認定委員会などから過大に保有していると指摘された。実現性の低い事業や、実施までに10年の長期を超えるような事業は積み立て対象としては適当ではないという判断だった。こ

の指摘を受け、28年度に創立110周年を迎えることもあるが、うち1630万円を取り崩して一般預金に振り替えることとした。

〈来年度207万円の黒字〉24年度の会費・入会金収入は5810万円と前年度比178万円減と見込んだ。事業活動収入は総額8801万円で799万円の増加。森づくりなどのため国土緑化推進機構からの助成金、広島支部のルーム取得のための会員寄付などが支部を通じて合算される。事業活動支出は、減価償却費など、YOUTH CLUB運営費を含め同8593万円で108万円の減少。各委員会などには新年度の支出を前年度比1割減とするよう、依頼した。事業活動収支差額は207万円の黒字。

■YOUTH CLUB

2年で200人の若い会員増を図る

従来のJACYOUTHプロジェクトを発展的に解消。学生部、青年部、指導委員会を統合し「YOUTH CLUB」として立ち上げるようになった。小林常務理事が予算説明のなかで背景を、森武昭常務理事が補足して活動内容

などを説明した。

これによると現在、60歳以上の会員が80割を占める。また毎年、物故、退会、除籍で260人を超える数の会員が減少しており、会員増とくに若い会員をふやすことが急務になっている。新入会員は19年度107人、20年度90人、21年度99人、22年度156人、23年度見込み200人超と回復しつつあるが、なお減少に追いつかない。たまたま海外登山基金の一部取り崩しを要請されたこともあり、24年度は取り崩す1630万円のなかから500万円をYOUTH CLUBの活動費に充てる。

2年間で39歳以下100人、40〜55歳100人の計200人を増やす計画だ。できれば40歳未満の会員を年間100人ずつ増加させていきたい。そのために広報活動を強化、ホームページを充実させる。講習会、また野外活動を行う。共同装備を整える。実践的な活動にはプロガイドを講師として派遣する。上高地山研にウエザーステーションを設置する。これらを通じて、世代のリーダーとなるような人材を育成していく。

■定款施行細則変更等 役員の任期制限を復活

5号議案の定款施行細則については、昨年6月の総会で再度審議することになったいきさつがある。理事会で検討してきた。

変更は①終身会費の引き上げ②会を離籍していた会員が復活した場合、終身・永年会員の在籍年数計算に旧会員時の在籍年数を算入すること③役員は連続して2任期連続して選任できないこと④理事は選任時に満70歳を超えないものとする年齢制限など。

現行終身会費は金利が高い時代に設定された。これを年0・5割の複利原価方式で算定し直した。平均1・4倍の引き上げとなる。10年以上の場合、39万円で9万円の引き上げ。役員の任期制限は前回変更案にはなかったが、現行通りに戻した。年齢制限は理事だけにとどめ、専門性の高い役割の監事には設けないことにした。

6号議案の理事及び監事の報酬に関する細則案は定款32条に基づいて制定するもので、週3日以上会務に専念する常勤理事の報酬を定める。ひとり月額20万円を超えないものとするが、いまのとこ

ろ常勤理事を設置する予定はない。

■報告事項

支部規程変更を理事会決定

「支部に関する規程」について吉永英明副会長が説明した。支部は「公益社団法人日本山岳会と一体とした活動を行なうことを目的とした組織」と定義し、事業・会計を本部と一体化し、また本部のガバナンスを確保することを規定したものになっている。したがって①支部の名称は公益社団法人日本山岳会〇〇支部とし②支部長は理事会の承認に基づき会長が任命する、などとする。支部の経費は運営交付金、事業補助金、寄付金などをもつて充当する。規程の改廃は理事会が審議し議決して行なう。

■質疑・応答

支部報は共益目的事業と理解

高橋正彦会員(5901) 事業計画のなかで福岡支部が九州の熊の実態調査山行を行なうとあるが、どのような内容か。

三好まき子会員(9945) 海外登山基金のほかにどのような基金があるのか。

小林常務理事 前期末現在、特定

資産は計1億2194万円。内訳は秩父宮記念基金1520万円、海外登山基金5880万円、遭難防止事業基金1000万円、長期計画準備金3395万円、退職給付引当金398万円となっている。田中昌二郎会員(12819) 会報『山』の発行が公益目的事業となっている。支部報との関連もあり、どのような条件を満たせばいいのか教えてほしい。

小林常務理事 支部報については「仲間内のもの」という形で考えており、支部から現在は共益目的事業として報告してもらっている。篠崎仁会員(7343) 予算書は前年度の実績見込みと対比してもらうと分かりやすくなる。

小林常務理事 そのとおりで実績対比はぜひ行ないたいが、現実是非常にむずかしい。3月総会に間に合うよう予算を作成するためには11月までの実績でしか比較する確かなデータがない。

尾上会長 来年度から通常総会は年1回、6月だけとなる。比較するデータの整合性は高まる。

右川清夫会員(13239) 福島支部が山岳地帯放射能測定を行なう。広範囲に実施する予定はあるか。

高原常務理事 福島支部から要請があり、義捐金のなかで器材をそろえてもらった。安達太良、吾妻、那須の山岳地帯を調査する。会として全国で展開する予定はない。大島輝夫会員(4012) 総会に出席し、今回は将来に期待の持てる内容だった。安心した。感謝申し上げたい。(大島会員は発言のなかで、会報『山』1月号に掲載されたナイロンザイル事件にふれ、公開実験で「ザイルは切れなかった」というのは認識の違いで誤りだと発言された)

(文・高橋重之)

	九州) (海外)
7月	夏山登山のタベ「夏山登山の魅力」講演と映画 (栃木)
7月7日	第8回山の博覧会—山へ行こう山を知ろう— (山梨)
7月25日	高頭祭・新潟県登山祭・弥彦松明登山祭事業 (越後)
8月	岩手山八合目山小屋管理当番 (岩手)
9月	第20回 山を語る (図書)
11月	秋期講演会 登山の文化や環境保全の講演会 (栃木)
12月	講演会 (「山の日」啓蒙活動) (千葉)
12月上旬	山の写真展 (熊本)
12～1月	山岳写真展 (岐阜)
1月19日	岳人のつどい (映画会と講演会) (福岡)
2月24日	山岳講演会 (石川)
2、3月	大山冬山山岳パトロール (山陰)
3月	山岳映画会 (資料映像)
3月9日	第2回地域と市民活動の博覧会作品展 (宮崎)
月1回	近畿分水嶺踏査 (関西・四国)
月1回	4000山グランプリ (関西)
毎月	登山講座講師 (中国新聞社文化センター) (広島)
年4回	市民登山教室 (東京多摩)
年8回	登山教室 (読図、高層天気図、セルフレスキュー) (四国)
年4期	登山教室 (中日文化センター・NHK文化センター・朝日カルチャー) (東海)
通年	太平山中岳登山道・歩道整備事業 (秋田)
通年	分水嶺踏査 (房総の山) (千葉)
通年	長野、陀羅仏小屋の運営 (京都)
通年	「山の日」制定活動 (「山の日」制定プロジェクト)

(4) 事故防止事業

4月、9月	登山事故防止訓練 (宮崎)
6月16、17日	第32回日本登山医学会学術集会 (医療)
6月、10月、1月	第6～8回安全登山講演会 (埼玉)
12月	救急救命講習会 (京都)
2月	積雪期登山講習会 (屋内および比良山系) (京都)
年1回	セルフレスキュー講座 (関西)
年4回	登山事故防止講習会 (北九州)

(5) 山岳環境保全事業

4月15日	第12回高尾の森植樹祭 (高尾の森づくり)
4月22日	英彦山登山道の清掃登山 (北九州)
4月～3月	森林保全巡視活動 (九州全域) (北九州)
4～11月	夜叉が池パトロール (福井)
5月12～13日	自然観察会 ノパル・フェスタ in坊がつる (福岡)
5月/6月	自然保護全国集会「尾瀬を考える」(自然保護)
5月～11月	祖母傾山系におけるスズケ枯死状況調査 (東九州)
5月、10月	清掃登山の実施 (東九州)
5月、10月	大山横手道上ブナを育成する会 (山陰)
5月中旬、11月上旬、1月下旬	自然観察会 野外植物観察 (茨城)
6月	太平山山開き清掃登山 (秋田)
6月	植生復元作業支援 (福島)
6月22～24日	白神山地ブナ林再生事業 (青森)
6月下旬、10月下旬	第1、2回森林保全巡視 (清掃) 登山 (熊本)
6～9月	高山植物盗掘防止事業 (北海道)
6月、8月、2月	宮崎支部水源の森育林作業 (宮崎)
9月	自然保護シンポジウム 埼玉県の自然・地質・植生・森林・環境問題 (埼玉)
11月	山岳自然観察会 (関東近県の自然) (千葉)
11月3日	自然観察会 (石川)
3月、7月、9月	森づくりの会育林作業 (宮崎)
月1回以上	山岳地帯放射線測定 (安達太良、吾妻、那須) (福島)
春、夏、秋	森づくり事業 (北海道)
春、秋	東日本森林復興支援気仙沼大島プロジェクト (高尾の森づくり)
年2回	自然観察会 (那須平成の森、御蔵島) (自然保護)
年2回～3回	自然保護観察会 (京都)
年3回	自然観察会 (3支部合同森の勉強会) (関西)
通年	高尾の森づくり定例作業 (高尾の森づくり)

日本山岳会 平成24年度事業計画書(主な事業)

平成24年4月1日～平成25年3月31日

1. 公益目的事業

(1) 登山に関する文化・学術の振興事業

4月～11月	ミニ水力発電装置運営 (山研・ミニ水力発電運営)
6月	「山岳」108年(2012年)の発行 (山岳編集)
6月	英文ジャーナル (Japanese Alpine News vol.13) の発行
6月2日～3日	第66回ウェストン祭 (上高地) (信濃)
7月、2月	海外登山助成金の審査・交付
11月5日	第16回全国山岳博物館等連絡会議 (資料映像)
12月1日	第14回秋父宮記念山岳賞
1月下旬	創立5周年記念「茨城の山事典」作成 (茨城)
通年	図書室の整備・研究 (図書管理・図書)
通年	登山資料・山岳絵画の整備 (資料映像)

(2) 児童・青少年の育成事業

4月8日	埼玉県障害者登山支援 (埼玉)
4月～10月	自然教室 (藤尾小の校外学習支援) (京都)
7月21～22日	少年少女登山教室 (新郷村林間教室、大駒ヶ岳登山) (青森)
7月22日	青少年体験登山大会 (東九州)
7月下旬	第1回親子登山教室 (熊本)
7月下旬～8月上旬	第9回茨城県自閉症協会の登山支援 (茨城)
7月下旬～8月上旬	第13回自然児学校 (北海道)
8月	親子登山教室 (奥日光) (栃木)
8月	児童養護施設外活動の支援 (千葉)
8月	G&Mサマーキャンプ (広島)
8月	第9回父子キャンプ (高尾の森づくり)
8月24～25日	第15回こども登山教室 (宮崎)
11月	視覚障害者支援登山大会 (東九州)
11月6日	宮崎家庭裁判所少年委託登山 (宮崎)
11～3月	雪山指導 (YOUTH CLUB)
春、秋	視覚障害者支援登山 (東海)
夏	子ども・初心者向け登山学校 (関西、四国)
秋	御在所フェスタ (東海学生山岳連盟への支援活動) (東海)
秋2回	親と子のふれあい登山教室 (東海)
年2回	小学生ハイキング教室 (東京多摩)
年6回	親子森林体験スクール (高尾の森づくり)
通年	京都学生登山交流会への後援 (京都)
通年	登山指導 (YOUTH CLUB)
通年	講習会 (YOUTH CLUB)

(3) スポーツ及び登山に関する教育・啓蒙事業

4月	上高地開山式 (信濃)
4月15日	岩登り訓練 (北九州)
4月15日	第31回深田祭 (山梨)
4月29日、10月21日	JAC会員と登る (庄内海岸山脈、葉山縦走登山) (山形)
4～3月	オホーツク分水嶺踏査 (北海道)
4～12月	登山道パトロール (岐阜森林管理所管内) (岐阜)
5月	第42回 山岳図書を語るタベ (図書)
5月	高頭山登山道整備 (富山)
5月	第27回播磨祭の開催 (富山)
5月12日	第2回市民との交流登山 (宮崎)
5月26～27日	泰澄祭 (福井)
5月、7月、10月	分境嶺踏査山行第10～12回 (東京多摩)
5月、8月、11月、2月	公募登山と事前講習会 (宮城)
5～10月、1～3月	登山教室・NHK文化センター協賛 (北海道)
5月、6月、10月	ハイキングセミナー (座学と実践) (静岡)
6月	旧登山道整備 (吾妻連峰の旧道ヤブ刈払い) (福島)
6月9日～10日	今西レリーフを守る会 (京都)
6月、9月、10月	ふるさと登山道整備 (石川)
6月、10月、1月	海外登山ドキュメント巡回上映 (北海道、関西、

通常総会の開催(1回)
 理事会の開催(12回)
 常務理事会の開催(12回)
 支部長会議(2回)
 支部事務局担当者会議の開催(2回)
 委員長会議(3回)

(4) 日本山岳会再生プロジェクトの推進

- 1) 法人運営適正化プロジェクト
 - ①新法人移行後のコンプライアンスの徹底策及びガバナンスの確立策の検討・提言
 - ②新法人移行後の支部会計適正化の検討・指導
 - ③所管行政庁及び関連行政機関への対応
- 2) 支部活性化プロジェクト
 - ①支部を通じての会員増強推進への呼びかけ
 - ②全域支部化への模索
 - ③新公益法人移行にともなう支部の諸問題への対応
- 3) 「山の日」制定プロジェクト
 - ①「山の日」制定協議会(山岳5団体)の代表幹事として定期的に会合をもつ。
 - ②31支部に働きかけ、支部単位での具体的な「山の日」の活動を行なう。
 - ③「山の日」制定協議会として「国連山岳年プラス10」に参加し、「山の日」の周知を図る。
 - ④「山の日」制定協議会として、関係する諸団体への参加を促し、全国集会をもつ。
 - ⑤「山の日」制定協議会として「山の日」リーフレットを2～3点発行し、「山の日」の周知に努める。
 - ⑥当会ホームページに「山の日」に関する記事を掲載し、広報活動に努める。
 - ⑦継続して国民祝日としての「山の日」を国会議員へ働きかける。
- 4) ルーム検討プロジェクト
 - ①これからのルーム像の構築
- 5) 会員メリット検討(仮称)プロジェクト
 - ①魅力ある会員サービスの構築
 - ②収益を考慮した事業展開を図る。

通年 三宅島・栗島・ラオス緑化プロジェクト(高尾の森づくり)
 通年 自然保護活動事業(越後)
 通年 猿投の森づくり活動と調査活動(東海)
 通年 私たち県民の森林づくり(岐阜)
 通年 藤尾の森づくりの会(京都)
 通年 自然保護活動(関西)
 通期 奥多摩水質調査(御前山水質検査)(東京多摩)
 通年 山岳環境保護(四国)

(6) 国際交流事業

夏 日中韓学生交流登山(中国開催)(学生)

(7) YOUTH CLUBの発足と事業

- ①会勢を盛り返すため若者・壮年の会員増を図る(2年間で、39歳以下100名、40～55歳100名を目標)。
- ②机上講習会、現地山行講習会の実施
- ③外部の若者への情報発信
- ④海外登山への計画実施

(8) その他目的を達成するための事業

- ①山岳遭難の予防と対策に関する関係団体との協議
- ②国内関係団体(日本山岳協会、東京都山岳連盟、日本ネパール協会、日本ヒマラヤ協会、日本勤労者山岳連盟、日本山岳ガイド協会、日本ヒマラヤン・アドベンチャー・トラスト、日本山岳文化学会等)との連携
- ③海外登山団体との情報交換及び機関誌の交換等
- ④国内博物館・美術館との提携
- ⑤「上高地山岳研究所」の運用

2. 共益目的事業(会員のための事業)

(1) 登山、集会、施設の運用等

4月14日 雪上訓練(医王山)(石川)
 5月26～27日 5支部合同懇親山行(岐阜)
 5月27日～29日 信越トレイル(集会)
 5月 韓国山岳会蔚山支部との交流(東九州)
 6月2日～5日 奥秩父(集会)
 6月10日 第5回今西錦司記念登山(岐阜)
 6月上旬 九州5支部集会(熊本)
 7月 国際交流登山(海外委員会)
 7月16日 第4回歴代会長講演会(資料映像)
 7月 九州の熊の実態調査山行(福岡)
 7月～8月 支部創立65周年記念事業カラコルム山城登山(福島)
 7月1日 青森ウェストン祭(青森)
 7月頃 第2回中ブロッコ四支部(越後、山梨、静岡)交流登山(信濃)
 9月 北アルプス縦走(集会)
 9月 第1回3支部(東京多摩・埼玉・山梨)交流登山(山梨)
 9月～3月 千葉の里山を歩くシリーズ(千葉)
 10月27～28日 登山技術講習会(石川)
 10月 支部創立65周年記念事業古道探訪(福島)
 11月 支部創立15周年記念事業(広島)
 12～2月 雪崩研修(北海道)
 1月15～16日 山岳スキー研修会(青森)
 2月上旬 3支部(栃木・茨城・千葉)合同懇談会(茨城)
 夏 沢登り研修会・夏山山行(東海)
 通年 山梨200山踏査(山梨)
 通年 会報「山」803号～815号の発行
 冬 アイスクライミング研修会(東海)
 年20回 サテライト・サロン活動(東京多摩)
 毎月 埼玉県50山登山ラリー(埼玉)

(2) 海外登山等

7月 インドネシア・スマトラ島・クリンチ山(埼玉)
 10月上旬 マダガスカル島(集会)
 秋 ネパール・ヒマラヤ登山隊(海外)
 1月21日～31日 ニュージーランド(集会)

(3) 会議等

社団法人日本山岳会 平成24年度収支予算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	平成23年度予算額	平成24年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益			
基本財産利息収入	15,000	10,000	-5,000
会費・入会金収入			
入会金収入	2,400,000	3,300,000	900,000
通常会費収入	57,388,000	54,800,000	-2,588,000
終身会費収入	100,000	0	-100,000
会費・入会金収入計	59,888,000	58,100,000	-1,788,000
事業収入			
広告料収入	1,500,000	1,500,000	0
印税収入	0	0	0
刊行物売上収入	100,000	100,000	0
山研使用料収入	2,000,000	1,600,000	-400,000
その他事業収入	600,000	1,300,000	700,000
事業収入計	4,200,000	4,500,000	300,000
受取寄付金等			
寄付金収入(公的団体)	7,431,000	6,540,000	-891,000
寄付金(震災)	4,741,162	0	-4,741,162
寄付金収入(会員会費等)	2,975,930	17,700,800	14,724,870
雑収入			
受取利息	60,000	60,000	0
その他の雑収益	700,000	1,100,000	400,000
雑収入計	760,000	1,160,000	400,000
事業活動収入合計	80,011,092	88,010,800	7,999,708
(2)経常費用			
事業費			
出版事業費	10,400,000	12,850,000	2,450,000

科 目	平成23年度予算額	平成24年度予算額	増 減
海外登山基金	0		
遭難防止対策基金	-10,000,000		
一般正味財産振替後残高	273,696,036	275,769,979	2,073,943
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増加額	33,200,000	0	-33,200,000
指定正味財産期首残高	0	33,200,000	33,200,000
指定正味財産期末残高	33,200,000	33,200,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	306,896,036	308,969,979	2,073,943

本部・支部分別表

平成24年4月1日～平成25年3月31日

科目	本部	支部	合算	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費・入会金収入	58,100,000	0	58,100,000	
その他収入	5,670,000	0	5,670,000	
寄付金収入 (公的団体)	560,000	5,980,000	6,540,000	本部 日本自然保護協会 (高山帯の植生調査) 支部 国土緑化推進機構 (森づくり) 他
寄付金収入 (会員会費等)	0	17,700,800	17,700,800	広島支部 ルーム取得の ための会員寄付等 広島支部 登山教室他
事業活動収入計	64,330,000	23,680,800	88,010,800	
2. 事業活動支出				
事業費	55,130,000	12,180,800	67,310,800	内本部から支部への 交付金 7,652,500 支部期中事業費 12,180,800
事業管理費	15,158,887	0	15,158,887	
管理費	3,467,170	0	3,467,170	
事業活動支出計	73,756,057	12,180,800	85,936,857	
事業活動収支差額	-9,426,057	11,500,000	2,073,943	本部 減価償却費等控除 前収支差額 -3,415,221 ユースクラブ支出5,000,000前 では+1,584,779
当期一般正味財産増減額	264,269,979	11,500,000	2,073,943	
一般正味財産期首残高	273,696,036	0	273,696,036	
一般正味財産期末残高	264,269,979	11,500,000	275,769,979	
当期指定正味財産増加額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	33,200,000	0	33,200,000	
指定正味財産期末残高	33,200,000	0	33,200,000	
正味財産期末残高	297,469,979	11,500,000	308,969,979	

海外登山基金の一部取り崩しについて

日本山岳会は、「海外登山基金」5,880万円を、以前から別段の預金として保有しているが、公益認定申請手続きを進めるなかで、公益認定等委員会から、過大に保有していると指摘され、減額を行なうことが公益認定の条件とされた。ちなみに、一般社団法人へ移行する場合には、全額を取り崩して一般の預金へ振替えたうえ、公益目的支出計画に従って支出していくことが義務づけられている。

このため、平成23年度決算において、海外登山基金の一部、1630万円を取り崩し一般の預金に振り替えることとする。

(説明資料)

海外登山基金は、公益認定法によって「特定費用準備資金」とされ、公益認定等ガイドラインによって以下のように規定(一部省略)されている。

認定法規則第18条の「特定費用準備資金」については、以下のように取り扱う。

- ① 第1号の「資金の目的である活動を行うことが見込めること」とは、活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであることを要する。活動時期が単年度である必要はないが、法人の規模、実績等に比して実現の見込みが低い事業や実施までに例えば10年の長期を越えるような事業は、積立て対象としては適当でない。繰越金、予備費等、将来の単なる備えとして積み立てる場合は本要件を満たさない。法人の定款から根拠付けられない活動は適当でなく、また、当該特定の活動の実施に当たっては、変更の認定(認定法第11条)等を要する可能性があることに留意する。
- ② 資金について、止むことを得ざる理由に基づくことなく複数回、計画が変更され、実質的に同一の資金が残存し続けるような場合は、「正当な理由がないのに当該資金の目的である活動をおこなわない事実があった場合」(同第4条第3号)に該当し、資金は取り崩しとなる。

科 目	平成23年度予算額	平成24年度予算額	増 減
図書管理事業費	6,242,172	6,870,000	627,828
調査研究事業費	1,290,000	760,000	-530,000
山岳環境保全事業	0	740,000	740,000
指導研究事業費	500,000	500,000	0
支部等事業費	18,406,930	22,180,800	3,773,870
ユースクラブ事業費	0	5,000,000	5,000,000
海外事業費	150,000	150,000	0
山岳研究所事業費	8,113,854	8,420,000	306,146
ミニ水力発電運営費	251,753	220,000	-31,753
海外登山助成金	1,500,000	1,000,000	-500,000
支出寄付金(震災)	4,741,162	0	-4,741,162
その他事業費			
旅費交通費	9,000,000	4,500,000	-4,500,000
通信運搬費	4,000,000	3,500,000	-500,000
印刷製本費	500,000	620,000	120,000
その他事業費	13,500,000	8,620,000	-4,880,000
事業費計	65,095,871	67,310,800	2,214,929
事業管理費			
給料手当	5,700,000	4,400,000	-1,300,000
退職給付費用	109,750	109,750	0
福利厚生費	550,000	550,000	0
旅費交通費	658,000	658,000	0
通信運搬費	611,000	611,000	0
会議費	94,000	94,000	0
消耗品費	94,000	94,000	0
印刷製本費	1,128,000	1,128,000	0
光熱水料費	582,800	582,800	0
電話料	282,000	282,000	0
保険料	172,020	172,020	0
租税公課	827,200	827,200	0
負担金	0	0	0
修繕費	94,000	94,000	0
什器備品費	282,000	282,000	0
支払手数料	611,000	611,000	0
事務所管理費	1,410,000	1,410,000	0
その他管理費	1,692,000	1,692,000	0
建物減価償却費	1,044,117	1,044,117	0
雑費	517,000	517,000	0
事業管理費	16,458,887	15,158,887	-1,300,000
事業費計	81,554,758	82,469,687	914,929
管理費			
給料手当	4,000,000	2,500,000	-1,500,000
退職給付費用	109,750	109,750	0
福利厚生費	150,000	150,000	0
旅費交通費	42,000	42,000	0
通信運搬費	39,000	39,000	0
会議費	6,000	6,000	0
消耗品費	6,000	6,000	0
印刷製本費	72,000	72,000	0
光熱水料費	37,200	37,200	0
電話料	18,000	18,000	0
保険料	10,980	10,980	0
租税公課	52,800	52,800	0
負担金	30,000	30,000	0
修繕費	6,000	6,000	0
什器備品費	18,000	18,000	0
支払手数料	39,000	39,000	0
事務所管理費	90,000	90,000	0
その他管理費	108,000	108,000	0
建物減価償却費	99,440	99,440	0
雑費	33,000	33,000	0
管理費計	4,967,170	3,467,170	-1,500,000
(3)予備費	500,000	0	-500,000
事業活動支出合計	87,021,928	85,936,857	-1,085,071
事業収支差額合計	-7,010,836	2,073,943	9,084,779
2 経常外増減の部			
(1)経常外収益	—	—	—
(2)経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	-7,010,836	2,073,943	9,084,779
一般正味財産期首残高	313,906,872	273,696,036	-40,210,836
一般正味財産期末残高	306,896,036	275,769,979	-31,126,057
指定正味財産への振替額			
基本財産 修正	-8,000,000		
秩父宮記念基金	-15,200,000		

定款施行細則改定案新旧比較

変更案	現行
定款施行細則 平成24年3月17日制定 (目的) 第1条 この細則は、公益社団法人日本山岳会定款（以下「定款」という。）の委任に基づく事項のうち、別に定められた事項以外の事項及び公益社団法人日本山岳会（以下「本会」という。）の運営に必要な事項について定める。 (入会金及び年会費) 第2条 定款6条に規定する会員は、次の入会金及び年会費を納付する。 (1) 通常会員 入会金20,000円、年会費12,000円とする。 (2) 前号の規定にかかわらず、次の特例を設ける。 ア 婚姻関係にある者が、共に通常会員の場合に限り、申し出によりいずれか1名の年会費を減額し、8,000円とする。 イ 26歳未満の通常会員については、入会金を免除し、年会費を5,000円とする。 ウ 本会に入会後10年以上在籍する個人の通常会員にして、次の終身会費を納めた者は、終身会費納付の翌年度以降の年会費を免除する。 入会後10年以上在籍する者の終身会費 390,000円 入会後20年以上在籍する者の終身会費 310,000円 入会後30年以上在籍する者の終身会費 220,000円 入会後40年以上在籍する者の終身会費 110,000円 (3) 賛助会員 入会金及び年会費を免除する。 (年会費の納付) 第3条 会員は、定款第7条に規定する年会費を、原則として毎年4月に本会から送付される請求書に基づき、納付しなければならない。 (会費滞納者) 第4条 会費滞納者に対しては、以下の措置を講ずる。 (1) 前年度の会費未納者には、機関誌『山岳』及び会報『山』を送付しない。 (2) 滞納2年目から3年目は、年次晩餐会、総会の通知、会費納入督促を除くすべての通知を止める。 (3) 3年間未納の者は、除籍する。 (会員資格復活) 第5条 会費滞納若しくは退会届提出により本会を離籍していた旧会員は、会員2名（内1名は原則として役員、支部長又はこれらの経験者）の紹介により、所定の復活申込書を提出し、理事会の承認を受けることにより旧会員番号により会員として復活できる。その場合、終身会員及び永年会員の在籍年数の計算は、旧会員であった在籍年数も算入するものとする。 (名誉会員)	社団法人日本山岳会細則 昭和47年11月11日 制定 昭和61年5月16日 改定 平成3年5月18日 改定 平成7年5月20日 改定 平成8年5月18日 改定 平成14年5月18日 改正 第1条 この細則は定款第49条に基づき本会運営上に必要な事項を定める。 第12条 1. 本会に入会を希望する者は、入会後満2年以上を経た会員2名の紹介を必要とする。 2. 紹介者のうち1名は、原則として本会役員、評議員、支部長、またはこれらの経験者であることを必要とする。 3. 本会は新たに入会する者に対し、入会に関する所定の手続きの完了と同時に会員章および略章を交付する。但し紛失等の理由により会員に対し再交付する場合は、実費を徴収するものとする。 4. 26歳未満の入会者については入会金を免除する。 第10条 2. 26歳未満の会員については年会費を5,000円とする。 第13条 会員は本会が開催する総会、小集会、年次晩餐会等その他重要な行事になるべく会員章または略章を着用して出席するものとする。 第14条 死亡以外の理由によって会員たる資格を失った場合は直ちに会員章、略章を本会に返付するものとする。 第10条 会費の納入は原則として毎年4月に本会から送付される請求書に基づき納付するものとする。 第11条 支部所属会員が当年度会費をその年度内に納付した場合は、当該会費のうち支部運営費として一人当たり2,500円を支部に助成する。但し終身会費を納付した場合は当該納付終身会費の10%とする。 第2条 本会業務処理のため、理事会の議を経て、会務運営的な委員会と、実践研究的な委員会をおくことができる。 第3条 委員会の構成については次の通りとする。 1. 委員会担当理事は会長が委嘱する。 2. 各委員会の委員は原則として、入会後満2年以上を経た会員のうちから、担当理事が推薦し、会長が委嘱する。 3. 委員の数は20名程度までとする。 4. 委員会運営のため、担当理事は委員長や若干名の常任委員を選出することができる。 第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し

変更案	現行
第6条 定款第6条に規定する名誉会員は、本会に功勞のあった者の中から理事会がこれを推薦する。 2 名誉会員の発表は、原則として年次晩餐会の席上において行う。 (賛助会員) 第7条 定款第6条に規定する賛助会員は、理事会がこれを推薦する。推薦にあたり理事会は、その賛助会員が本会の会員である期間を限定することができる。 (機関誌の受領等) 第8条 婚姻関係にある通常会員で、かつ、本細則により年会費を減額されている者は、機関誌「山岳」及び会報「山」の配付を受けることはできない。 (役員の選任) 第9条 定款第25条に規定する役員は、連続して2任期を超えて選任することができない。 2 理事は、選任時において満70歳を超えないものとする。 (委員会) 第10条 理事会は、定款第28条に規定する理事の業務執行に必要な委員会を置くことができる。 (名称の使用) 第11条 何人も、理事会の許可を得ないで公益社団法人日本山岳会若しくは日本山岳会の名称を用いて次の行為をしてはならない。 (1) 掲示、広告、展示等 (2) 集会、商行為等 (帳簿等の保存期間) 第12条 定款第44条及び第51条に規定する以下の帳簿及び書類の保存期間は、第1号から第6号までは永年、第7号については当該法令の定める期間とする。 (1) 定款 (2) 会員の名簿 (3) 特定資産に関する規程 (4) 総会並びに理事会の議事録 (5) 事業報告 (6) 事業報告の付属明細書 (7) その他法令で定める帳簿及び書類 (事務局) 第13条 本会の事務局職員は、担当理事の監督下、別に定める職員就業規程、経理規程その他の規程並びに本会運営に関する要領等に基づき、本会の日常業務及び会計事務を的確に遂行するものとする。 (改廃) 第14条 この細則の改廃は、総会の審議、議決によってこれを行う。 附則 1 この細則は本会定款附則1に定める定款施行の日から施行する。	委員の任期は原則として再任までとする。 第5条 委員会における重要な決議事項および予算外の支出を必要とする事項は、理事会の承認を経なければならない。 第6条 委員会担当理事は、その担当事項に関する翌年度の予算を毎年1月末迄に理事会に提出しなければならない。 第7条 定款14条による理事の選挙は、理事会が、予め評議員会の意見を聞いたうえで、その候補者を推薦するものとする。 第8条 定款14条による会長および副会長の選挙は、その候補者を評議員会が推薦するものとする。 第9条 役員および評議員はすべて無報酬とする。但し職務のために要した実費は支給を受けることができる。 第18条 理事会の許可を得ないで本会内で次の行為をしてはならない。 1. 掲示、広告、展示等 2. 集会、商行為等 第16条 会員は会務に必要な場合を除き、会の重要な備品を使用したり、あるいは持ち出してはならない。 第17条 会員および会員以外の者が本会施設に来訪する場合は、到着と共に備付の名簿にその氏名を記入しなければならない。 第19条 本会は特別の事情ある場合、会員から寄付金を募集することができる。 第20条 定款第5条による支部の規定は、支部毎に定め、理事会の承認を得るものとする。 第15条 主事、書記等の職員は、理事会が定めた職務規定、経理規定、その他の諸規定および本会運営に関する内規等に基づき担当理事の指示に従い、本会の運営に関する日常の事項および会計事務を処理するものとする。 第21条 本会の休室日は、年末年始1週間(12月29日～1月5日)、夏期8月15日を中心とする1週間および、日曜・祝祭日、第2第4土曜日ならびに本会の創立記念日(10月14日)とする。但し、創立記念日が日曜日にあたる場合は、その翌日を創立記念日として休室する。 第22条 本会の開室、閉室時間を次の通り定める。 毎週、月、火、木、土曜日は午前10時より午後8時迄とし、水、金曜日は午後1時より8時迄とする。 *3月送付の「平成23年度第2回通常総会資料」を参照してください。

2 会員が所属支部を変更する時は、様式2による届出をしなければならぬ。

第4章 解散 (任意解散)

第14条 支部は、支部会員3分の2以上の同意により解散することができる。

(解散時決算)

第15条 解散時の会計決算については、支部解散総会の決議により支部役員の責任において処理するものとする。

(理事会審議による解散)

第16条 支部が次の各号のいずれか該当する場合は、これを理事会の審議に付して解散させることができる。

- (1) 支部が本会の目的に反した事業を行ったとき。
- (2) 会計処理上不都合があったとき。
- (3) 必要な報告を怠ったとき。
- (4) 支部会員数が19名以下に減じ、当分増加の見込みがないとき。

第5章 補則

第17条 この規程の改廃は、理事会で審議、議決する。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日より実施する。

様式1

支部所属届	
公益社団法人 日本山岳会 総務担当理事殿	
今般、〇〇支部に所属しますので届出します。	
会員番号 〇〇〇〇〇	氏名 〇〇〇〇 ㊞
所属支部 〇〇支部	支部長 ㊞
担当理事確認欄 ㊞	
事務局記入欄	

様式2

所属支部変更届	
公益社団法人 日本山岳会 総務担当理事殿	
所属支部を下記の通り変更しますので届出します。	
会員番号 〇〇〇〇〇	氏名 〇〇〇〇 ㊞
変更前所属支部 〇〇支部	支部長 ㊞
変更後所属支部 〇〇支部	支部長 ㊞
担当理事確認欄 ㊞	
事務局記入欄	

支部に関する規程

平成24年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳会（以下「本会」という。）定款第5条の規定により、支部の設立及び運営等について定める。

(定義)

第2条 この規程において、支部とは、主として一定の地域（以下「支部設立地域」若しくは「支部地域」という。）に属する会員が、相互の連絡並びに懇親を密にし、本会の目的たる事業を実施するため、本会と一体とした活動を行うことを目的とする組織をいう。

(名称)

第3条 支部の名称は、当該支部の所在する地域を明示して公益社団法人 日本山岳会 〇〇支部（〇〇section of The Japanese Alpine Club）とする。

第2章 設立

(設立)

第4条 支部を設立するためには、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 支部設立地域の会員が、20名以上支部会員であること。
- (2) 同一地域内にすでに支部が存在しないこと。
- (3) 支部設立地域が他の支部地域と重複する場合は、当該支部との調整を了していること。

(必要書類)

第5条 支部を設立するときは、発起人代表者は、次の必要書類を付して会長に申請する。

- (1) 支部設立趣意書
- (2) 支部設立地域
- (3) 発起人名簿
- (4) 前条第1号の規定による同意書
- (5) 支部規約
- (6) 支部役員予定者名簿
- (7) 設立以後1年以上の事業計画書及び予算書

(設立承認)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、遅滞なく理事会の審議に付し、会務遂行上支障がないと認めた場合、支部の設立を承認する。

(設立の発表)

第7条 会長は、支部の設立が承認された場合、会報「山」に発表する。

(変更承認)

第8条 支部の名称変更、支部地域の変更等重要事項については、理事会の承認を得なければならない。

第3章 運営

(役員)

第9条 支部に、支部役員として支部長その他の役員若干名及び会計監事を置く。

2 支部役員のうち支部長については、理事会の承認に基づき、会長が任命する。

(経費)

第10条 支部の経費は、本会からの運営交付金並びに事業補助金及び寄付金をもって充当する。運営交付金及び事業補助金の総額は、本会の財務状況を勘案し、当該年度の予算に計上する。

2 支部がその活動を行うにあたり、国若しくは地方公共団体又は外部団体等から受け入れた補助金、助成金、奨励金及び寄付金等は、経理処理上本会勘定にて受け入れるものとする。

3 前2項については、本会と一体的な会計処理を行うものとし、毎会計年度終了後1月以内に会長に報告しなければならない。

(会計年度)

第11条 支部の会計年度は、本会と同じとする。

(支部総会)

第12条 支部長は、毎年1回以上支部総会を招集し、事業報告、会計報告、事業計画及び予算の承認を得なければならない。

2 支部長は、前項記載の事項を支部総会終了後速やかに会長に報告しなければならない。

(所属支部)

第13条 会員が支部に所属する時は、様式1による届出をしなければならない。

トピックス

日本山岳博物館構想について

山本良三

山梨県清里にある北澤美術館が、本年3月31日をもって閉館するという情報が山梨県山岳連盟からあり、以降ルーム検討プロジェクトチームに引き継がれて、活用するか否かの検討が行なわれてきた。

その結果、3月8日の常務理事会にて、諸般の理由からお断りすることとなったが、今回の活用検討を通じて、ひとつの山岳博物館構想が出たので報告する。

目的は、「若者の夢・希望・勇気・創造」のためとする。常設博物館コンセプトは、世界初の独創的な山岳博物館。展示コンセプトは、日本の探検と登山文化の継承と発展とする。

展示では、集客目的も視野に入れ、①記念展（ヒマラヤ登山記録展、極地探検展、山の絵画展・写真展など）、②あらゆるIT技術を活用したPR活動展開なども行なう。

次にその詳細を記す。
日本人の海外登山と探検の歴

史として、(1)年代別全記録展示（IT化を含む）、(2)参加者名簿展示（IT化を含む）、(3)年代を代表する装備・器具類などの展示、(4)記録写真・資料展示。

海外探検の歴史と足跡では、探検文化資料展示（地図・写真・装備・器具・資料など）。

国内探検登山史概観では、先史記、江戸期、明治、大正、昭和、平成の歴史と記録概要・資料展示。

美術品・貴重品・記念品・写真・貴重書籍など展示、探検登山文化資料展示。山と人では、専門家の協力を得る。国際交流は、適宜実施する。

なお、当該博物館構想は日本山岳会が主催するにせよ、全国的な協力が必要である。後援・協力・共同企画として、文部科学省、外務省、日本山岳協会、国立極地研究所、京大学士山岳会、日本ヒマラヤ協会、日本勤労者山岳連盟、西本願寺などの支援がなければ、長期的なミッションは果たせないだろう。

「山を考える」の《動物編》ができました

表紙の写真・湧きあがる夏雲をバックにしたライチョウの親子にまぎれきつられるだろう。「山の日」制定協議会が作っているパンフレット『山を考える』の《動物編》ができあがった。生物多様性の宝庫といわれる日本列島。Q&Aは、この豊かな自然を知るうえで欠かせない動物たちについて、山や森に暮らす10種類をとりあげた。パンフのねらいはもちろん、表紙裏の《山の日》をつくらうの《アピール》である。

が去年の夏、家族で北アルプス西穂高岳の稜線を歩いていて出会ったときのスナップ。そっと近づいて何回かシャッターを切ったなかの、これほどいう1枚で、朝日新聞でも紹介された。Q&Aのページも文字だけでなく、エッセイや漫画でも人気の鈴木ともさんにイラストを添えてもらった。これまでと同じく10万部つくった。すでに支部の事務局宛に各500部ずつ送ってある。時期は少し遅れるが会員内には、6月の24年度総会の案内に同封して2部ずつお届けする。「山の日」周知のツールとして活用してほしい。



活動報告

日本山岳会の
各委員会、同好会の
活動報告です

科学委員会

フォーラム大盛況

科学委員会主催のフォーラム「登山を楽しくする科学(Ⅳ)」が3月10日、立正大学大崎キャンパスの大教室で開かれ、会場には約200人を超える聴衆が集まった。地図、気象、医学の3テーマに、熱心に聞き入っていた。

トップは田中大和氏の「地図の読み方、楽しみ方」。現在は環境省に出向中だが、本籍は国土地理院だ。昨年2月から公開されている電子国土基本図が、これからの地図の基本となることや、従来の二万五〇〇〇分の一の地形図との違いを説明。さらにネットにアクセスして、どうやって地図をプリントするかなどを実演した。従来からある印刷された市販の地形図は新しい情報が更新されないことや、磁北の話に関心が集まっていた。

つぎに電気通信大名誉教授の芳野超夫氏が登壇、60年を超える登山歴や南極越冬体験をもとに「空が教える山の天気——私の体験から」を講演した。装備がよくなつて天候に構うことなく行動する最近の傾向に警鐘を鳴らし、観天望氣で遭難を回避した実体験や、高層、中層、低層の雲の動き、風の吹き方から天気の急変をどう判断するかを具体的に解説した。

最後に日本登山医学会理事の野口いづみ氏が「登山中の病気とトレーニング」をテーマに話した。山で急病になったらどう対処するのか、脳卒中や心筋梗塞などの重大な事態を例に対応を示した。また、脚力をつけることの重要性を指摘し、どうやれば無理なく筋力が養えるかをわかりやすく指導。とくに、最近話題のスロートレーニングをすすめる、聴衆の半分以上



200人超の聴衆が集まり大盛況だったフォーラム

を占めた女性から多くの質問が出された。終了後に回収したアンケートでは回答者の88%が「大変よかった」「よかった」としており、高い評価を得た。(米倉久邦)

資料映像委員会

「ニュース映画」に見る戦後の山と世相

半世紀前の「ニュース映画」で当時の世相や山の遭難報道などをふりかえってみよう——こんな趣旨で映像資料の上映会が3月26日夜、山岳会104号室で開かれた。「ニュース映画」というのは映画

館が娯楽の中心だった時代に、作品の前に上映された時事ニュースやときどきの話題を伝えた映像だ。戦前から昭和50年代前半まで存続し、現在のテレビニュースのような役割を担っていた。

上映会には委員会メンバーを含めて24人が参加。解説役の羽田栄治委員が「ニュース映画を専門に上映する場所もあり、サラリーマンたちが仕事の合間に見ていた」などと当時の状況について話したあと、DVDに収められた資料の「ニュース映画」が上映された。その内容は1960(昭和35)

年9月制作「中日ニュース350号」(皇太子殿下ご夫妻の訪米、谷川岳・衝立岩の遭難者遺体を銃撃による収容、伊勢湾台風1年後で構成)など約10本。1958〜59(昭和33〜44年に起きた、いくつかの山の遭難の映像報道が当時の社会の話題、災害、事件とともに紹介された。

山の遭難報道では、1963(昭和38)年1月の北アルプス薬師岳における愛知大学生13人の遭難、また1969(昭和44)年1月の剣岳で約150人が悪天候で孤立した騒ぎなどが次々に映し出された。大型キスリングザックのサイドポケットに輪かんじきをつけた当時の冬山の登山姿など、登山道具の大きな推移を示す場面も見られた。

海外登山遠征では、ジュガール・ヒマールをめざした1960年の全日本ヒマラヤ遠征隊の記録があった。羽田委員が同行取材した記録である。古色蒼然としたカトマンズの街並み、150人のポーターによるベースキャンプまでの大キャラバン、そして、雄大なヒマラヤの山々……。

ベースキャンプでは、スチール写真のフィルムは氷河融けの水で

溶かした処理液で現像され、フィルム類はメルランナー(飛脚)によって1週間かけてカトマンズへ運ばれ、空路日本に送られた。通信衛星を利用する現在と比べると、まさに隔世の感がある。

山とは離れた話題では、日米安保条約をめぐる社会が揺れに揺れた国会論争、大学紛争の現場、チリ津波で被災した東北地方沿岸の痛ましい光景などを報じた部分も、それぞれ示唆に富む内容だった。一体、この国の社会は何が変わり、何が変わっていないのか、と……。

上映の前後と合間には、カメラマンとして、これら「ニュース映



半世紀前の「ニュース映画」を鑑賞する参加者

画」の取材にあたった羽田委員が当時の思い出を語った。

「谷川岳の銃撃は(ザイルによる遺体の宙吊り状態を解消するため)ハーケンを打ちこんだ場所をねらった。銃弾が岩壁からはねかえってきて、そのたびに頭を伏せながら、撮影の瞬間を逃さないように懸命だった」。

「あのころ使っていたカメラは35ミリの撮影機アイモ^{*}といい、4^{*}の重さ。若かったので重いのは平気だったが、フィルムが1分しかもたない。1分の撮影でどう勝負するかが問題だった。現在のように長時間録画できるカメラではない。撮りなおしとか、いくつか撮っておくことは難しかった」。

「だから、いつも、ぶっつけ本番(やりなおし)はない。すごく緊張した。それがよかった。あの経験から、今でも緊張するということ、撮影に限らず、何事にもきわめて大切だと思っている」。

こうした映像資料と体験談をまじえた上映会は、歳月を超えて多くの人々を魅了している山と、そこで起きている遭難の悲劇を改めて想起させながら終わった。

(百瀬和元)



日本山岳会団体傷害保険 加入のすすめ

加入対象者(被保険者): 日本山岳会会員の皆様
会員の方がご加入の場合、配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、会員ご本人の同居の親族及び同居の使用人の方も同時にご加入いただけます。

中途加入可能です。まずは、資料請求下さい!

海外登山の保険、その他損害保険・生命保険全般ご相談も承ります。

東京海上日動火災グループ代理店 株式会社東海日動パートナーズ東東京
団体傷害保険資料請求担当: 藤田 Mail: a.fujita@tnp-higashitokyo.co.jp
TEL.0120-161-808 FAX.0120-161-809

会務報告

平成23年度第12回(3月度) 理事
会議事録

日時 平成24年3月14日19時より

21時まで

場所 日本山岳会 会議室

【出席者】尾上会長、吉永・西村
各副会長、高原・森・小林
各常務理事、野澤・中山・
永田・萩原・節田・志賀・
古野・川瀬各理事、平井・
浜崎各監事、宮崎・橋本各
常任評議員

審議に先立ち尾上会長から以下
のあいさつがあった。

4月1日新法人発足に関して内
閣府から3月21日付で認定する旨
の連絡があった。現在の社団法人
日本山岳会は、昭和16年から営々
と71年間続いてきたが、間もなく
いったん幕を閉じて、新たに公益
社団法人としての組織に衣替えす
ることになる。この2年間、新法

人に向けて費やしたエネルギーは
膨大なもので、いろいろな困難に
立ち向かいこれに携わってこれら
れ多くの皆さんのご苦勞に思いを
いたすと、全く感無量であり、あ
らためて衷心より感謝を申し上げ
る。新法人になっても基本的には
事業内容は今まで通りで新定款に
則って肅々と推進するが、とりわ
けコンプライアンスの理念をガバ
ナンスに求められてこよう。また、
新年度から新たに「収益事業・会
員サービス事業検討プロジェクト
チーム」を立ち上げ、収益事業の
拡大と会員サービスを追求してい
きたい。

【審議事項】

1・太陽A S G有限責任監査法人
との業務契約について(小林)

同監査法人とは平成21年12月以
来、新法人対応の各種助言、新法
人への会計移行処理などで業務契

約を2度締結した。24年度はとく
に財務に関する専門的かつきめ細
かな指導及び助言を得る必要から
業務契約を締結する。期間は4月
1日から1年間、業務報酬は12
6万円。(承認)

2・清里北沢美術館利用について
(森)

ルーム検討プロジェクトチーム
において検討した報告に基づき審
議。用途、構造、築年数等を考慮
すると当会が維持管理するのは困
難であるので利用しない。(承認)
なお、プロジェクトチームが検
討したJ A Cの近未来を描いた構
想は、今後活かしていきたい。

3・規程類の制定について(高原)
以下の諸規程(平成24年4月1
日付制定、施行)及び要領が報告
され承認された。(承認)

C 1	規程類管理規程
C 2	理事会運営規程
C 3	職員就業規程
C 5	会長特別表彰規程
C 6	弔意規程
C 7	個人情報保護規程
C 8	経理規程
C 10	旅費規程
C 11	会印規程

C 12 講習会及び講演会にお
ける講師報酬規程

C 13 支部に関する規程

C 14 委員会規程

C 15 図書室及び図書利用規程

C 16 資料の貸出に関する規程

C 17 上高地山岳研究所管規程

C 18 森づくり事業に関する規程

C 19 秩父宮記念山岳賞実施規程

C 20 海外登山助成金規程

C 21 同好会規程

(要領)

D 1 規定類作成要領

D 3 上高地山岳研究所利用要領

D 5 図書室及び図書利用要領

E 1 監事監査規程

4・職員採用について(高原)

藤川志津子さんを平成24年6月
1日付で職員採用予定。3月23日
以降5月31日までの間、週2日
(火、金)勤務の試用採用とする。
(承認)

5・志賀尚子理事の辞任について
(高原)

志賀理事から海外勤務のため平
成24年4月10日付の辞任申し出が
あった。(承認)

6・YOUTH CLUB委員長
について(高原)

野澤誠司理事を平成24年4月1

日付で担当委員長に委嘱する。（承認）

7・入会希望者について（高原）
44名の入会希望者があった。（承認）

【報告事項】

1・平成23年度第2回通常総会（高原）
出席状況報告があった。

2・平成23年度第3回評議員会（高原）
2月14日開催。これが最後の評議員会となった。

3・各プロジェクト報告

①「新法人移行PT」（吉永）
公益認定等委員会から3月7日付で内閣総理大臣宛の答申書提出の通知があった。3月21日に認定書受領予定。

臨時理事会（4月1日）の開催はみなし理事会とし、理事及び監事による別添書類で示す事項を事前に行なうこととする。

②JAC-YOUTHPT（野澤）
YOUTH CLUB強化策の報告ならびにYOUTH CLUB代表（委員長）は野澤誠司理事が推薦された。

③「山の日制定PT」（西村）

関係山岳5団体の打ち合わせは3月21日に開催する予定。

4・平成23年度決算概況（小林）
2月末の状況で収支尻は約1400万円のプラス。支部助成金の精算が今後行なわれること、年度末3月分の支出があること、これに加え、減価償却費が600万円ほどあり、前年度及び当初計画に比しては改善される見通しではある。最終的には300万円程度の赤字が見込まれる。

5・国際山岳年プラス10事業（高原）
2月23日に第2回実行委員会が開催され、6月23・24日に日本大学文理学部講堂で開催される事業内容等についての協議が行なわれた。

6・事務局体制（高原）
新規採用者との円滑な業務引き継ぎ及び事務局支援のため、現支援員3名は、平成24年5月31日まで勤務を継続してもらう。

7・会報編集人の交代（節田）
2012年4月号（803）号より、神長幹雄会員から柏澄子会員に交代する。

8・理事会書記の交代（高原）
平成24年4月理事会より、北原

孝浩総務委員から永田弘太郎理事に交代する。

9・山研管理人の継続雇用（森）
来期も内野慎一、かおり夫妻に依頼。雇用契約内容は検討中。

10・会旗の製作（高原）
公益法人移行に伴い新調する。

11・全国支部懇談会（高原）
来年度は、10月20日～21日に千葉支部にて開催される。援助金については例年に準ずる。

12・図書室及び図書利用要領制定（高原、節田）
図書管理委員会が平成24年2月21日に制定。4月1日から実施。

13・図書検索ソフト「情報館」OPAC公開サービス（節田）
現在導入作業中。完成後（4月中を目途）は自宅においてJACホームページにアクセスして蔵書データを検索することができる。

14・自然保護全国集会（森）
2012年度の自然保護全国集会是6月30日～7月1日に群馬県片品村で開催される。テーマは「尾瀬を考える」（戸倉「尾瀬高原ホテル」。会長出席予定）

15・会長、ネパール大使との会談（高原）
3月30日にネパール大使（新任）と会談が行なわれる。

16・会報「山」3月号編集報告（神長）

ルーム日誌 4月

23日	ルーム検討 九五会
22日	JAC-YOUTH 山遊会
21日	三水会 千葉支部 スキークラブ つくも会
19日	会 山の日制定PT
17日	総務委員会 資料映像委員会
16日	自然保護委員会
16日	総務委員会 海外委員
15日	部 支部活性化PT
14日	理事会 休山会 山想倶楽部
13日	山研運営委員会 00会
12日	JAC-YOUTH スキークラブ スケッチクラブ
9日	JAC-YOUTH
8日	フォトビデオクラブ 常務理事会
7日	集会委員会 みちのり山の会
6日	スケッチクラブ
5日	総務委員会
3日	山の自然学研究会 美術クラブ SUN燦会
2日	高尾の森づくりの会
1日	山岳地理クラブ

26日 フォトクラブ 資料映像委員会
27日 緑爽会 インターネット小委員会 図書管理委員会
28日 自然保護委員会 麗山会
29日 臨時常務理事会
30日 新法人移行PT
31日 学生部指導委員会
3月来室者484名

会員異動(3月)

物故
鈴木耕治 (4955) 12・3・
納見明德 (5469) 12・2・
佐々木郁男 (6015) 12・3・
朝妻三松 (6086) 12・3・
吉田 元 (6811) 12・3・
鳴原一男 (9728) 12・1・
中根俊男 (14180) 12・3・
退会
山田一男 (2350) 越後
湯浅道男 (6214) 東海
伊藤澄夫 (6994) 北海道
村田正春 (7534) 岐阜
成沢 暢 (8087) 山形
四手井靖彦 (8423) 新潟
山崎成一 (9002) 岩手
樋口光久 (9544) 信濃
宮野典夫 (9845) 新潟
小田捷寿 (10033) 新潟
阿部一孝 (10450) 山形
小松良三 (10904) 山形
佐藤豊記 (10949) 山形
八木澤隆 (11356) 山形

藤井哲夫 (11385) 福岡
藤沢山百合の会 (11534)
阿部好子 (11659) 東海
梶川軍治 (11689) 東海
加藤功一 (11771) 熊本
岩内秀昭 (11964) 広島
日高宗平 (12062) 宮崎
睦好正治 (12255) 埼玉
吉田克雄 (12286) 埼玉
高橋武夫 (12291) 京都
山崎享弘 (12353) 京都
及川迪靖 (12384) 岩手
中島孝治 (12950) 埼玉
長友博道 (13046) 東九州
小林 晃 (13073) 東九州
比留間由紀子 (13154)
永友啓子 (13298) 宮崎
堀 文昭 (13301) 東海
渡部惣四郎 (13396) 越後
足立道代 (13701) 海外
佐々木邦彦 (13705) 広島
村上 強 (13708) 北九州
橋原健悟 (13747) 北九州
野田忠宏 (13917) 北九州
堀江秀昭 (13969) 東海
三浦守司 (14010) 東海
俵征市郎 (14165) 東海
樋ノ口正光 (14187) 宮崎
齋藤祐一 (14227) 宮崎
江崎俊夫 (14469) 東海
牧 寛 (14473) 北九州
柏村祐司 (14509) 栃木
白方 寛 (14704) 宮崎
吉田憲司 (14948) 岐阜

「みんなで山を考えよう」シンポジウム 6月開催 国際山岳年プラス10

国連の国際山岳年から10年が経った。いま世界の山、日本の山はどうなっているのか? 「私たちはこれから山とどのようにつきあっていけばよいのか」をテーマに6月23日、24日の2日間、東京・世田谷区の日本大学文理学部で「みんなで山を考えよう/国際山岳年プラス10シンポジウム」が開かれる。

る社会と山岳住民の適応」。ヘルマン・クロイツマン教授(ドイツ、ベルリン自由大学)が基調講演する。午後の第2セッションでは「ヒマラヤの水河湖決壊洪水の脅威」が取り上げられ、岩田修二立教大学名誉教授らが研究成果を報告し、討論する。

主催は日本山岳会など山岳5団体がつくった実行委員会と日本大学文理学部自然科学研究所。国際山岳年の事業を引き継いでこの10年間、山の環境保全と持続的開発などの課題について情報を交換し、活動を続けてきた学者、研究者が成果発表と討論を行なう。山での安全確保と災害対応もテーマになっている。

24日は第3セッション「災害と山の生活——東日本大震災を中心に」(仮題) Ⅱ東北芸術工科大の田口洋美教授ら。山、森林の放射能汚染にも踏み込む。第4セッション「山と人と安全」Ⅱ村越真・静岡大教授、山本正嘉・鹿屋体育大教授ら。第5セッションは「山の自然保護——問題点とこれから」をテーマに北海道大学農学部の愛甲哲也・准教授らが報告と討論を行なう。

会場のホールや国際会議場は定員500人。入場料は無料で一般参加者を募る。募集要項は決まり次第、日本山岳会のホームページに掲載するほか会報『山』5月号でもお知らせする。

23日は2つのセッションで世界的にも著名な研究者が成果を発表する。午前中のテーマは「変化す

る。午前中のテーマは「変化す



インフォメーション

◆加賀正太郎名誉会員の生涯と『蘭花譜』を語る

図書管理・資料映像委員会共催

加賀正太郎名誉会員が大山崎山荘で育種した新種の洋蘭の花を「版画」にまとめた『蘭花譜』は、昭和21年に第一輯として200部制作された。このうち100部は世界各国の博物館・美術館などに贈呈して、日本の文化を紹介して注目された。初刷りの最も価値のある第一号が、加賀氏のご厚意による遺言によって、昭和29年に物故された後、本会に寄贈された。

日本山岳会の重要文化財として今日まで大切に保管してきたがこのたび、『蘭花譜』に造詣の深い大塚融氏を講師に迎え、『蘭花譜』と加賀正太郎を通じての人脈や、日本人初のヨーロッパ・アルプス登頂(ユングフラウ、4158m)の成功、数寄者としての財界人との人脈などを講演してもらう。

ゲストに、加賀正太郎氏の曾孫マキシミアン正太郎さん、加賀家ゆかりの方々を予定。懇親会参加希望者は受付にてお申し込み下さい(懇親会費1000円)。

日時 5月19日(土) 受付開始13時半
講義14時～ 懇親会16時

場所 集会室・104号室
入場無料(先着40名)
問合 図書室 田村 (TEL 03-3261-4433)

◆新入会員のための企画「徳本峠越えとウエストン祭」山研委員会

ウォルター・ウエストンの足跡をたどり、新緑の島々谷から残雪の徳本峠を越えて上高地入りします。上高地では山研に1泊し、翌日「碑前祭」に参加。新会員の仲間づくりを手助けする企画です。

日程 6月2日(土)～3日(日)
費用 1万2000円(1泊2食、

午餐会費、記念品代、傷害保険料)

定員 20名(23年度入会の会員および本会会員の希望者)

申込 5月19日までに、柴山信夫 (TEL 044-900-3439)

✉ siban@sanet.ne.jp

*現地集合・解散。
*申込者に詳細を送ります。

◆白神山地ブナ林再生事業

青森支部

世界遺産白神山地のバッファゾーンの周辺で生育不良杉林地を

第14回「秩父宮記念山岳賞」の推薦について

秩父宮記念山岳賞審査委員会

第14回「秩父宮記念山岳賞」の推薦(他薦のみ)を次のとおり受けつけますので事務局まで資料をご請求ください。多数の推薦をお待ちしております。

なお、本賞は公益目的事業であることをかんがみ、今回より受賞対象を本会の会員またはグループに限定しないことになりました。

- 対象分野 ・登山活動
・山岳に関する文化的活動、学術的業績
- 提出先 日本山岳会内 秩父宮記念山岳賞事務局
- 締め切り 平成24年8月末日

ブナ林に再生するため、除伐や植樹などを行なう。寝袋、食器も携えなければ、テントも各自で持参。

「くまげらの森」視察も予定。青森空港送迎は要相談。

日程 6月22日(金)～24日(日)

集合 22日8時 JR弘前駅城東口、および10時30分奥赤石

林道ゲート

解散 24日15時 奥赤石林道ゲート
費用 食費1食500円(現地で徴収)

定員 50名

申込 6月12日までにハガキかメールで須々田秀美(〒036-0103 平川市本町北柳田96-2

✉ susuta@hotmail.com)

*保険は各自で加入のこと。

◆マダガスカル島 ピックボビー登頂12日間 集会委員会

マダガスカル島で第2の高峰(2658m)にテント3泊で登ります。ポーターつきで日帰りの荷物で歩けます。4WDで1600mの登山口まで入る楽なトレッキングです。その他、ボネ・ド・パツプやイサル国立公園を歩きます。

期間 10月2日(火)～14日(日)
定員 15名

費用 47万円の予定(燃油チャージ等別途)

問合 三井吉由江 (TEL 0900-7806-7601 TEL & FAX 03-3451-5388)

mt-sun@rosenet.jp

◆上高地フラワートレッキング

山の自然学研究会

上高地は花の溪です。春の一日、ゆつくりと花々を愛でましょう。参加条件は、直近6カ月以内に20^キ以上歩いたことのある人で山岳保険加入者限定。軽登山装備。昼食持参。小雨決行、悪天は中止。6月7日朝までに中止決定の連絡をします。

会報『山』製本について

事務局

このたび会報『山』の「目録」が出来上がりましたので、また会報と併せて製本をお引受けします。会報751〜800号までの製本をご希望の方は、5月末までに現本を事務局までお送り下さい。

1・製本業者は前回(2007年12月)と同じです。

①全面同色(ブルーグレー)ハードカバー

②背表紙にタイトルと会員番号を印字

日時 6月9日(土)
集合 8時 上高地ビジターセンター前広場

解散 15時 集合と同じ場所
費用 600円(資料・保険代)
申込 5月31日までに、大船武彦

(magnotatav@gmail.com)

◆探索山行 科学委員会

期日 6月23日(土)〜24日(日)
場所 日本ジオパークに認定された磐梯山

費用 約1万7000円(東京からバスで往復)

申込 平野裕也(〒157-0066世田谷区成城4-33-15-202)

FAX 03-3484-8968

③索引は巻頭綴り

2・欠号分は各号150円で補充可能ですが、在庫がない場合にはコピーで代用となります。

3・製本費用は梱包と返送費用を含めて4000円です。ルーム受取りの場合には5000円引きです。その旨をお書き添えて下さい。

製本代金は、書籍発送時(7月頃)に振込用紙を同送します。

4・過去の会報についてもお引き受けします。

ご不明な点は事務局までお問合せ下さい。(担当Ⅱ図書室・田村)

✉ iacforum@3lpc-seijo.com
*詳細は5月号に掲載します。

◆ニュージーランド サザンアルプス2山登頂 集会委員会

ホックステッダー(2822^{トイ})と、マウント・オリビエ(1933^{トイ})に登ります。アイゼン、ピッケル必携。仮予約受付中。

期日 2013年1月21日(月)〜31日(木)

定員 12名

問合 植木淑美 (TEL & FAX 042-734-1498)

✉ yoshimi-denai@jcom.home.ne.jp
*詳細は6月号に掲載します。

■訂正とお詫び

3月(802号、18ページ)「さんけん通信」の山研利用案内に「会員に準ずる方」の記述に誤りがありました。

正しくは「会員のご家族、学生部加盟の大学山岳部員、団体加盟の会員、支部会友、海外山岳団体および本部職員」で、会員同伴の非会員と会員の紹介者は対象外となり会員料金は適用されません。訂正してお詫びいたします。

上高地山研運営委員会

◆編集後記◆

●7年の長きにわたった神長幹雄前編集長に代わり、今月号から担当します。戸惑いが多いなか、神長前編集長が今後1年サポートし、奈良千佐子編集委員が引き継ぎ編集にあたってくださいることを心強く思っています。日本山岳会の会員になってよかった、毎月の会報が楽しみだと思っていただけのような会報を目指そうと目標高く掲げました。どうぞご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

●なお、お寄せいただいている原稿(活動報告、図書紹介など)、3月分新入会員名簿は、紙幅の都合により次号以降に送らせていただいたこと、ご了承願います。

(柏澄子)

日本山岳会会報 山 803号

2012年(平成24年)4月20日発行
発行所 公益社団法人日本山岳会
〒102-0081
東京都千代田区四番町5-4
サンビューハイツ四番町
TEL 東京(03)3261-4433
FAX 東京(03)3261-4441
発行者 日本山岳会会長 尾上 昇
編集人 柏 澄子
Eメール:jac-kaiho@jac.or.jp
印刷 株式会社 双陽社